

諮問日：令和4年11月15日（令和4年度（検審個）諮問第1号）

答申日：令和5年4月24日（令和5年度（検審個）答申第1号）

件名：札幌検察審査会における特定の審査事件についての保有個人情報の不開示
判断に関する件（苦情申出期間の徒過）

答 申 書

第1 委員会の結論

札幌検察審査会の特定の事件番号の審査事件に関連して、「札幌検察審査会において保有・作成している資料（書類・画像・動画、その他全て）の中で、開示申出人の個人情報に該当する全て（以下「本件対象個人情報」という。）」の開示の申出に対し、札幌検察審査会（以下「諮問庁」という。）が、不開示とした判断（以下「原判断」という。）に対してされた苦情の申出（以下「本件苦情申出」という。）については、適式な苦情申出として扱わない。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの平成30年12月25日付け全検察審査会申合せ「検察審査会行政事務に関して保有する個人情報の基本的取扱いについて」（以下「基本申合せ」という。）記第4に定める開示の申出に対し、諮問庁が令和4年5月27日付けで原判断を行ったところ、基本申合せ記第7の2の(2)に定める苦情申出期間経過後に、基本申合せ記第7の1に定める苦情が申し出られ、基本申合せ記第7の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

諮問庁のした原判断は正当性を欠くため、原判断を取り消し、開示可能な文書の開示を求める。また、苦情申出期間経過後に申し出たことについては、発熱等の体調不良により、本件苦情申出に係る書類作成・郵送の作業が滞ったためであり、正当な理由があるというものである。

第4 諮問庁の説明の要旨

基本申合せ記第7の2の(2)において、苦情の申出は、原判断の通知が到達しなかったことが明らかな場合、その他正当な理由がある場合を除き、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月以内に行わなければならないものとされているが、本件苦情の申出は、原判断の通知を発した日である令和4年5月27日から3か月を超えた同年8月30日付けで受理されており、期間を徒過している。

そこで、苦情申出人に対し、苦情申出期間を徒過したことについて、正当な理由の有無等を確認したところ、「正当な理由等に関する意見書」（以下「本件意見書」という。）が提出され、発熱等の体調不良により苦情申出に係る書類作成作業等が滞った旨の主張がなされた。

苦情申出期間については、3か月間という十分な期間が設定されており、その期間の一部に体調不良等の事情があったとしても、直ちに、基本申合せ第7の2の(2)ただし書の「その他正当な理由がある場合」に該当するものではないが、本件意見書に添付されている資料によると、苦情申出人は、苦情申出期間の満了の前後において、発熱等の体調不良が生じたことにより書類作成・郵送作業が滞り、期間内に申出ができなかったことが推測されるから、当該事情は、酌むべき事情として苦情申出期間を徒過したことの正当な理由に該当しないとまではいえないとし、本件苦情申出が有効な申出であることを前提に不開示とした理由を説明している。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 令和4年11月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和5年1月23日 | 審議 |
| ④ | 同年4月24日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 苦情申出人が、札幌検察審査会に対し、本件対象個人情報の開示を申し出たところ、札幌検察審査会は、令和4年5月27日に開示しないこととする旨の通知を発した。これに対し、同年8月30日に苦情申出人が苦情を申し出た。

本件苦情申出が苦情申出期間経過後に申し出されたことから、諮問庁は、正当な理由の有無等を確認したところ、本件意見書が提出された。それによると、苦情申出人において、発熱等の体調不良が現れ、苦情申出に係る書類作成・郵送の作業が滞ったためであり、本件苦情申出が苦情申出期間経過後に申し出されたことについて正当な理由があると主張している。

- 2 諮問庁は、苦情申出期間については、3か月という十分な期間が設定されており、その期間の一部に体調不良等の事情があったとしても、直ちに、基本申合せ第7の2の(2)ただし書の「その他正当な理由がある場合」に該当するものではないが、意見書に添付されている資料に記載の事情からすれば、当該事情は、酌むべき事情として苦情申出期間を徒過したことの正当な理由に該当しないとまでは言えないとし、本件苦情申出が有効な申出であることを前提に、不開示とした理由を説明している。

そこで、本件苦情申出を適式なものとして扱うべきか否かについて検討する。

- 3 基本申合せ記第7の2の(2)は、原判断の通知が到達しなかったことが明らかでない場合、その他正当な理由がある場合を除き、開示の申出を受けた検察審査会がした全部又は一部の不開示の判断に対する開示申出人からの苦情の申出は、開示申出人に対し原判断の通知を発した日から3か月以内に行わなければならないとしている。

本件苦情申出は、原判断の通知が発せられた日である令和4年5月27日から3か月（満了日は令和4年8月29日）を超えた令和4年8月30日にされたものであり、苦情申出期間を徒過してされたものであるから、これが苦情申出として扱われるためには、原判断の通知が到達しなかったことが明らかであるか、その他正当な理由を要することとなる。

この点について、苦情申出人は、本件意見書を提出し、苦情申出期間の満了の前後において、発熱等の体調不良が生じたことにより書類作成・郵送作業が滞ったためであり、正当な理由があると主張し、併せて疎明資料を提出している。まず、前記のとおり、本件苦情申出書は令和4年8月30日に札幌検察審査会に到達しており、これは苦情申出期間満了後であることは明らかである。そして、当委員会の調査結果によれば、苦情申出人は、同月27日には現に本件苦情申出書を発送していることが認められる。このことは、苦情申出期間満了の前後において、体調不良により書類の作成や発送が困難であったとの苦情申出人の主張を否定する方向の事情であり、他に一件記録を精査しても正当な理由があったことを認めるに足りる主張、疎明はない。

そうすると、苦情申出期間中に苦情申出をすることができなかったことにつき正当な理由があったと認めることはできない。

- 4 以上のとおりであるから、当委員会は、本件苦情申出は、基本申合せに定める苦情申出期間を徒過してされたものであり、そのことについて正当な理由があるとも認められないので、適式な苦情申出として扱わないこととする。

検察審査会情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 角 田 正 紀

委員 神 田 安 積

委員 磯 部 哲